

## 沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議委員名簿

令和元年度

(五十音順、敬称省略)

No.	氏名	ふりがな	所属	備考
1	犬塚 協太	いぬづか きょうた	静岡県立大学 国際関係学部 教授	学識経験者
2	大川 岩男	おおかわ いわお	沼津市自治会連合会 副会長	市民団体
3	大嶽 由紀江	おおたけ ゆきえ	南駿農業協同組合 理事	市内事業者
4	勝又 昭洋	かつまた あきひろ	沼津市校長会（市立愛鷹小学校長）	教育関係者
5	曾根原 容子	そねはら ようこ	沼津商工会議所 女性部 会長	経済団体
6	角替 清美	つのがえ きよみ	静岡県弁護士会沼津支部 弁護士	学識経験者

任期：令和元年11月1日～令和2年3月31日

女性登用率：50%

# 沼津市男女共同参画基本計画アドバイザーハイツ設置要綱

令和元年8月8日部長決裁

## (設置)

第1条 第5次沼津市男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、専門的、客観的な見地からの意見を聴取するため、沼津市男女共同参画基本計画アドバイザーハイツ(以下「会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本計画に対する専門的、客観的見地からの意見、助言
- (2) 基本計画の推進方策等について、専門的、客観的見地からの助言

## (組織)

第3条 会議の委員は、6人をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 市内事業者
- (4) 市民団体・経済団体等を代表する者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画案の策定時までとする。

## (会議)

第5条 会議に座長を置き、会議の議長を務める。

- 2 会議は、座長が招集する。ただし、座長が必要と認めたときは、持ち回りにより委員の意見を聞くことができる。
- 3 会議は、自由な討論形式とする。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (庶務)

第6条 会議の庶務は、企画部地域自治課において処理する。

## (補則)

第7条 会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行する。